

平成28年度 第3回福岡市屋台選定委員会 議事録

1 日時・場所

平成28年12月9日(金) 13:00~14:40
福岡市役所15階 1504会議室

2 出席者

(委員) 村上委員長, 楠委員, 笹山委員, 白石委員, 田中委員, 堤田委員,
南原委員, 藤本委員, 星野委員, 八尋委員

(事務局) 経済観光文化局 重光局長, 横内国際経済・コンテンツ部長,
三笥にぎわい振興課長, 深澤にぎわい振興係長, 東島
道路下水道局 井上路政課長
保健福祉局 日高食品安全推進課長
博多区 薄維持管理課長
中央区 倉岡道路適正利用推進課長

3 議題

- (1) 第二次面接審査及び最終候補者について(案)
- (2) 今後の屋台施策について

} 【非公開】

4 議事録

(1) 第二次面接審査及び最終候補者について(案)

(委員長)

それでは、議事進行させていただきます。まず二つのエリアの選考結果に入る前に、第二回目の選定委員会の後に、商業地域エリアについて1名、税の滞納ということで、委員会の席では外すということにしていたんですけども、その後情報が違うということで、復活させて面接をさせるという状況が生まれております。その辺りの経緯を事務局の方から説明していただければと思います。同時にもう1点ありますのが、その件に関して、私どもの方に手紙が来ておまして、名前がわからないんですけども、おそらくそういうやりとりの問題で、解釈は色々できると思うんですけども、不満を持っている方が手紙を私の方に送ってきたということもありますので、その辺の経緯をしっかりと説明していただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

(事務局)

では事務局の方から、委員長からのご質問について、お答えをさせていただきます。

前回市税の滞納によって失格になるという申請者が商業地域エリアにつきましては3名、観光スポットエリアには5名の、計8名であることをご報告させていただきました。失格とするにあたり、再度担当部局を通じまして状況を精査しているところでございます。その結果、8名のうち2名につきまして、市税、いわゆる本税には滞納がなく、本税の納付期限が過ぎたことにより発生する延滞金のみの未納であった、ということがわかりました。また併せて、当該延滞金にかかる納付書が、申請期限であります10月末までにご本人に送付されていなかった、ということが判明いたしました。「市町村税を滞納していないこと」につきましては、本市では、延滞金の納付を含めて証明を発行している実務がございますけれども、市町村によって、延滞金を含まずに証明を発行しているところがあるということが後で分かりまして、延滞金を含むかどうかについて、取扱いは自治体によって異なっているということが判明いたしました。今回は多数の市外居住者からの申し込みがございますので、その取扱いを公平にする必要がございます。また、延滞金が未納であったお二人につきましては、納付書の未到達という事務的な問題もございまして、延滞金が発生したこと自体ご本人が知らなかった可能性が高いということから、今回延滞金のみの滞納であった二人については、失格ではなく申請を受理せざるをえないと判断しているものでございます。

なお、村上委員長から先ほどお話しがございました、ご不満のある方から選考結果に対して疑義のあるというような手紙が届いたということでございますが、私どもも内容を拝見させていただきましたけれども、事務局の方に「少額の滞納で落選させるのは酷ではないか。再考はできないのか。」といったお問い合わせを受けたことはございます。しかしながら、本選定委員会につきましては、条例規則に則って、公正な選定を行っているものでございますので、恣意的な対応はできないとお答えしています。今後このような疑義が生じないように、引き続き適正な事務処理に努めてまいりたいと思っております。

また、失格と報告させていただいた方が、結果的に申請を受理した件につきましては、以上のとおり議事録に明記いたしまして、公正な審査を行っていることを証させていただきます。以上でございます。

(委員長)

というわけで、商業地域エリアに関しまして、別紙1を見ていただければと思うんですが、枠外に点数を入れて面接をさせていただいております。これを今の結果でいいますと、認めるという形で進めるということになりますので、ランク的には二次審査の最終評価点、これに基づいて順位を決めるということに進めさせて頂ければと思っておりますが、その方向でよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(委員長)

それではまず商業地域エリアに関しまして、結果を見ていただきたいと思いますので、その前に事務局から説明されますか。

(事務局)

資料1を説明します。まず1の各審査部会における第二次審査の通過者案でございますが、表にありますように、商業地域エリアでは一次審査通過者20名の中から15名を、また観光スポットエリアでは一次審査通過者17名の中から13名、合わせて28名の二次通過者を選定いただきました。また資料にありませんが、商業地域エリアでは11月29日と12月2日の2日間、観光スポットエリアは11月29日と30日の2日間で面接審査を行っております。

第二次審査通過者の属性につきましては、グラフにあるように、二つのエリアを合わせますと、屋台営業者、これは飲食店営業と兼業されている方も含めまして10名、屋台従業員が3名、飲食店の経営者及び従業員が合わせて11名、その他職業の方が4名、という構成でございます。

次に2の審査部会による面接審査でございますが、審査にあたりましてはエリアの特性や第一次審査書類審査の結果を踏まえまして、提出された営業計画書の真偽や実現性、魅力づくりや観光客のおもてなしに関する事など、審査部会ごとに質問項目や採点の方法など、評価基準などを定めた上で、同一エリアの応募者については、同一の基準で審査を行いました。

また面接時間は一人15分間ということで、面接の流れについては、最初の3分間で応募動機や屋台営業への思いなどを述べてもらい、その後営業計画書に関する質問を行い、最後に1分間、応募者に自由なメッセージを述べてもらいました。各審査部会の採点結果及び審査員の意見、二次審査通過者案につきましては、引き続き両部会を代表いたしまして、商業地域エリアの審査部会の会長よりご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(委員)

まず商業地域エリアに関しまして、第二回の委員会で皆さまにご提示しましたように、5つのポイントで総合的に評価をして、というやり方をとっております。ここに今あげております、別紙1ですけれども、この別紙1に関しては、3名の委員が各候補について、それぞれの項目に採点をしたものの、平均点をあげているものです。今お話ししました[]を除いて、二次点数の高い順に並べていたものがこの表になります。それで私どもは、一次審査の時の平均点に基づいて、書類に書かれている内容に関して、質問を様々させていただきました。例えば順位でいうと2番の方ですが、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

[]という形で評価を加えたり、減点したりという形で進めてきました。

まず上の方に挙がっている方々は加点という形で出ているかと思っております。審査部会、

3名の委員の総合的に共通した部分のコメントを、ここに例示させていただいています。

1 番の方は、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

2 番目の方ですけれども、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

それから、3 番ですけれども、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

それから 4 番目の方ですが、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

それから 5 番ですけれども、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

それから、6 番の方ですけれども、

それから、7番の方ですけれども、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

それから、8番目の方ですけど、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

それから、9番目の方ですけれども、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

それから10番目の方ですけど、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

それから、同じく11番目の方ですけれども、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

それから 12 番の方ですけれども、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

それから、13 番の方ですけど、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

それから、14 番の方ですが、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

それから、15 番の方ですけれども、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

一応今 1 番から 15 番まで説明させていただいたんですけれども、その上で、

程度それが可能かどうかという判定をさせていただいて、二次面接に上げているんですが、若い方で資金がないという中で、自分の思いを、屋台をしたいということで、それを認めていこうという3名の委員の意見だったんですけども、そういうケースはおそらく観光スポットエリアについてもあったのかなと思います。それから、観光スポットに立地することから、英語のやり取りも試みましたが、残念ながら普通に英語で会話できるレベルの方は、合格者の中にほとんどいませんでした。しかしながら、屋台で働いている人たちは、それぞれの経験から簡単な単語で対応できるし、メニューの多国語表記はもちろん、それより先の話はタブレットなどで工夫すると言っています。合格者にはこれまでお一人でされてきたベテランもおられますが、これを機会により前向きな屋台運営を心がけていただければという思いでいっぱいです。

(委員)

私1点言い忘れておりました、すみません。商業地域エリアにもう一回戻っていただいてよろしいでしょうか。実は、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れがある情報については、掲載していません。

そこは説明

が足りなかったかなと思いますので、ご確認よろしく申し上げます。

(委員長)

それでは、観光スポットエリアの結果について、ご報告いただいていたいいでしょうか。

(事務局)

まず1番の方につきましては、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

2番目の方につきましては、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

3番目の方につきましては、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

4番目につきましては、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

続いて、5番目の方、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

6番目の方ですけれども、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

それから7番目の方ですけれども、こちらについては、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

8番目の方ですが、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

それから、9番目の方ですけど、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

次に10番目の方ですけれども、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

11番目の方ですけれども、

12番目の方は、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

13番目の方ですが、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

14番目の方は、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

次の15番目の方、

[redacted]
16 番目の方ですが、 [redacted]

17 番目の方、 [redacted]

以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。ということで今別紙の2にありますように、1番から13番までを合格者としてという提案が出ております。一括で審議をお願いしたいと思います。今の商業地域エリア、それから観光スポットエリアについてご質問があればお願いしたいと思います。

(委員)

商業地域エリアがですね、15箇所募集をされてて、15の方が合格ということになると思いますが、ちょうどラインの辺りの方達ですね、審査部会の意見の概要を書かれているところがですね、14番ですかね、 [redacted]

(委員)

私たちはその時の受け答えの印象をコメントに書いているんですが、 [redacted]

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

実はもう一点、16番の方を説明していないんですが、 [redacted]

[redacted]

15 番の方なんですけど、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

その意味では、14 番の方は、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

(事務局)

すみません、今の中でルールの厳守の話で、道路の占用許可を出している立場から言
いますと、[redacted]屋台の指導でい
くと警告になります。

[redacted]これを認めることを前提に進めると、今後の指導が難しくなるのではない
かという部分がありますので、意見として述べさせていただきました。

(委員)

私たちの印象では、

[redacted]そういう判断ですが、他の委員の方で、

[redacted]それ
についてご意見があれば、私どもとしては順位を入れ替えることはやぶさかではありませ
ん。

(委員)

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

(委員)

今説明を受けたんですが、はっきり意味がわからなかったなので、もう一度説明しても
らえますか。

(事務局)

道路の占用許可の観点で言いますと、[]屋台の指導で言いますと、警告ということになります。一方、[]

[]こちらの方は警告ではなく、厳しく言えば廃業、もう許可を出さないということになりますので、処分的にはこちらの方が重いということになります。

(委員)

だからレベルが違うということですね。

(事務局)

はい。

(委員)

警告が出ているんですか、この屋台については。出てはないんでしょ。警告が出ていて減点になっているということはないんでしょ。

(事務局)

それは、点数は私たちはつけておりませんので。

(委員)

問題は

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れがある情報については、掲載しておりません。

確認させてい

ただいたものになります。

(委員)

(事務局)

(委員)

ただですね、私たちが書いている分があるんですけど、[]

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れがある情報については、掲載しておりません。

(委員)

さっきの質問と重なるんですけども、14番ですね、[]

9 番の人の、

(委員)

9 番の方で言うと、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

正直申し上げて、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

(委員)

根本的なことをお聞きしたいんですけど、観光スポットエリアと商業地域エリアと点数の付け方が違うじゃないですか。商業地域エリアは加減があつて、観光スポットは加点ですよ。そうすると、ぼつと見た時に点数がまるで違うんですよ。だからできれば同じような配点の仕方を、委員の考え方の差なんだろうけど、していただいた方が、僕らとしては一次と二次がこのくらいなんだなとわかるんですよ。

(委員)

最初の時に、お話したかと思うんですが、私たちも最初 1 回 3 名が集まりまして、点数を比較しまして、必ずしも 3 名同じ評価ではないということと、その中で出てきたの

が、実は今回観光スポットの方で収支計画と出てきていますけど、私たちの時は一次の段階で、これ本当に大丈夫かなという人が結構いるよねと。合格させても無理かもしれない、ということがわかったわけです。だから、そこに関しては前回ご説明したように、人件費はちゃんと考えているかとか、あるいは道路の占用料を払う意思を示しているか、それから屋台を作るといふことにちゃんと計画性を持っているか、そういうのを点数化して評価するという形をとって、私どもの方が先にフレームを作りました。作ってこれを使ってほしいんですけどと提示したんですけど、その時に商業地域エリアと観光スポットエリアは客層が全く違うので、同じ基準では評価ができないのではないかとということで、観光スポットについては別のフレームでさせてほしいということで、第2回目の委員会の時にフレームが違うものをご提示していたかと思います。その時に、もう一つ私がお聞きしているのは、観光スポットの場合、文章を書かれていない方が結構いると聞いています。商業地域エリアは、まだ文章しっかり書かれている方が多かったということもあるのかなと思いますけど、そういう意味では私たちは正直時間がかかったというのは、文章読みながらその中身がどの程度本当なのかなと、その人物像をつくりながら読ませていただいたんですけど、そういう意味でもまず私たちの方はこの部分に対して本当に自分で計画を立てようと思っているのかという重視を最初の段階でさせていただいたと。それでその内容の、一次でやった評価の本当に文章を書かれた内容通りやろうとしているのかというところを確認するための面接という位置付けでさせていただいたのが、商業地域エリアです。観光スポットの方は、むしろ今後のことも含めて、どういう風に、外国人も含めての観光スポットエリアとしてのにぎわいづくりとか、そういうものにどれだけ貢献してもらえるのだろうかといったところを加算したいということでしたので、じゃあそのまま計画された通りにやっていただけてもいいですよ、という形でお話しさせていただきました。一次の段階でフレームが全く違う形で進行しております。

(委員)

しかし今後の課題として、点数みたら観光スポットエリアの方が、1位が77点で、商業地域の最下位が79点ですよ。ということが観光スポットエリアの人が商業地域エリアを受けたら全員落ちるといふことですよ。

(委員)

この場合は、各委員の評価ポイントの基準が違うと思ってください。例えばある問題があった時に我々は3点をつけたのに、観光スポットは2点をつけていると、いうような元々委員の水準点の評価のポイントが我々の方が若干高いところをつけているということです。

(委員)

でも基本的に遵守事項というのは点数に差はないわけですよ。50点に関しては。

(委員)

いや、結構差があると思います。

(委員)

あるんですか。条例に決まっているのに何で差が出るんですか。

(委員)

差があるというのは評価をするときに差があるということ。

(委員)

でも答えがあるものもあるじゃないですか、問題に対して。

(委員)

その時に例えば、ブルーシートを下に敷く方がいいのか悪いのかという時に、市の方から提示されたのは、汚れないので評価しますということだったんですが、委員から言われたのは、滑ったり色んなことをするので、それはむしろマイナスかもしれない、という評価をしているということだったんですね。そうすると同じものに対して評価が違うわけです。そうすると、全てのものについて、委員全てがこういう内容、こういう評価をしますという全て合意しない限りは、全く同じ基準ではできない、ということがありまして、商業地域エリアについては、項目を5項目分けて、それぞれのポイントで問題がある、二つ以上問題がある人は、50 何人いますので、候補から外すという形で選考せざるをえない、という判断で進めさせていただきました。ですので、あくまでも書かれている内容の文章を評価して、3委員の評価の違いもそこで是正できるかなという形で進めさせてもらったのが、商業地域エリアです。

もう一つ今のご審議で言うと、こっちの点数が高くて、向こうの方が低かったら、向こうにいったらよかったんじゃないか、と言われたと思うんですけども。

(委員)

いや、そうじゃなくて、基準が同じ方がいいんじゃないかと言っているんです。

(委員)

それは私は最初そう言っていましたけど、向こうがそれはちょっとできないと言われたので。

(委員)

すみません。これは要望ですけれども、また今後こういう話が出てきますよね。その時にまたこういう形でバラバラで出てくるっていうのは、やっぱりいかななものかと思うので、できればやり方を合わせていただいて、お互いチーム同士で話し合っていたらいい、これなら同じような形でできますよね、ということをしていただいて、今後判断基準として出していただきたいと思います。100点を越えるというと何だろかと思うわけですよ。こっち側は88点と。僕らはぼっと見た時に100点を基準と思うんですよ。ところが100点を越えると、こんなすごいんだと思いますので、ぜひその辺りは合わせていただきたいなという要望です。

(委員)

正直申しあげて、私の方は共通化してほしいとお願いはしたんですけど、どうしても間に合わないということだったんですよね。そういうことがあって、要はどこが間に合わないかと言うと、さっき言いました計画書の評価をもう一回作り直さないといけなくて、私たちが書類をもらってですね、私金曜日にもらっているんですけど、土日月火水5日でなければいけなかった。それで一遍やって、これでは難しいということで、私は次の金土で基礎資料を全部作り直しました。それが向こうの部会ではできないということだったんで、そうすると向こうも同じ時間なので、間に合わないんですね。ということがあって、私は事務局の方にもお願いしているのは、まず一次審査をする前に書類審査、受理した後の事務局の書類審査をしてほしいと。というのは、どういうことかと言うと、それは最初から認められない形で提案されているので、審議の対象にならないわけです。ですけども、受け付けて全部点数付けてくださいと言われてるわけですね。そうすると、まずその審査プロセスで一か月ぐらいしっかり内容を精査して、これは審査の対象にしていいというものをあげていただいて、部会ごとで今お話したようにこのフレームでやりましょうというのが、一番よかったと思います。ただ先ほどお話ししましたように、審査をしている過程で問題が発覚したということですね。つまり最初から計画はちゃんと作ってくれるだろうと思ったのが、そうではなかった、ということがあるので、事前にある程度指導をしていくとかですね、そういうことをやっておかないと、この問題はまた出てくる可能性は高いと私個人は判断をさせていただいております。

正直私が作ったフレームがいいとも思わないんですけども、誰が見ても私はここが問題だったと納得するものを作らないと、私たちの印象だけでつけるのは駄目だろうと、ということで一次審査の時の評価基準というのを私たちの商業地域エリアは重視していたと。ですので、書かれている内容と本当に自分が思っていることが一致していれば、もしくはそれ以上であれば加算するし、そうでなければ減点するというやり方が、私は妥当だろうと思って、委員の先生方と話してそういう風に進めましょうということで行いました。ですので、私としては観光スポットエリアも商業地域エリアのようにしてほしいというのが本音としては思っていました。

(委員)

観光スポットと商業地域エリアというのは、十分に変わってくると思うんですよ。見方によっては、積極的に何でも流してたというところもあるし。面接する時に、熱意が伝わってこない人と伝わってくる人がある。話しても返ってこない。熱意が伝わってこない。商業地域にしても観光にしても、その差がずっと出てくる。そういうところによっても点数が違うというのは、審査しても差が出てくると思うんですよ。

(委員)

点数の差が出るのは当たり前で、それはそれでいいんです。ただやり方の方式が片一方は加点で何十点もつける、片一方は1点、3点、もしくは減点があると、いうやり方

をできればどちらかに統一していただいた方が、後々僕らが見た時も同じぐらいの感じできているんだな、ということをお願いしたかった。審査員の気持ちは十分わかります。

(委員)

第二回委員会の時に、項目のシートをお渡ししたかと思うんですが、あのシートの大きな束ごとに、私たちは評価をするか減点をするかということで質問をしているわけです。その意味ではあくまでも書いていただいたことをベースにして、それが本人の気持ちだろうと、大前提でやっているわけですね。ところが、そこに書かれている内容が少ないケースですね。私が聞いているのは、観光スポットの場合は、書いている量が少ないとお聞きしているの、そうすると、文章だけでは評価できない場面が出てきているんじゃないかと理解しました。それで、別の形で評価していかないと点数がつけられない、というのが観光スポットエリアの意向だということで、それだったら同じ基準でできませんね、ということで今回は最初から違うフレームになったとご理解ください。

(委員)

それは十分理解しています。今後の課題としてですね。

(委員)

そうですね、次回以降はやっぱり同じにした方がいいと思いますね。

(委員)

委員が言うように、こっちにしたら点数が低くて通るじゃないかと、素人でも見たら思う。こっちはこっちとしての評価をただけであって、そこはご勘弁願いたいと思います。

(委員)

今回はこれでいいけども、今後の課題として、点数のつけ方を見比べた時に、同じように評価しているんだなとわかってもらえる方が、やりやすいんじゃないかなと。

(委員)

総括させていただきますと、実はやってみないとわからないところが今回色々あって、やっている中で問題を改善しながらやっていかざるをえなかったというのが正直あります。当初は19項目ぐらいある中に点数をつけているわけですね。そうすると、最後は私たちも今何しているのかなとわからなくなる。そうすると、項目に関しても次回からはもう少し精査しながら、何を本当に聞いたらいいいのかということのポイントの整理ができるかなと。それから、共通の、ここ絶対に評価しなければいけないというところを、例えば観光スポットエリアの場合は魅力づくりのポイントがここにあるんだしたら、項目の中身も変えないといけないだろうと。そういう形で取り組みのフレームというのをもう一回作り直す作業をしないといけないと正直思っております。

(委員)

私も要望でございますので。

(委員)

今お話色々聞いておまして、やっぱり今度のことを経験にしてですね、せっかくやっていただいたそういう中身について、基本的に配点と同じところ、屋台営業するのに必要なトイレの問題とか、汚水処理の問題とか、それは何点にすると。観光スポットは観光スポットでプラスアルファこれだけ、そこだけの採点の差をつけるだけですから、商業の方は商業の方でプラスアルファこれだけと。だから基本のところは変わらないこととして、比べてあまり差がでないようなというものを、今回ご尽力いただいて、当局の方とも一緒に、次の採点表みたいなものを作り上げていただけるといいのかなと思います。

(委員)

これは私の個人的な意見で申し訳ないんですけど、屋台のトイレとか何かというのは、我々委員がいなくても、基礎的なことなので、事務的なところである程度整理をしてもらってもいいんじゃないかと。素案というものをきちんと出していただいて、むしろ私たちは魅力づくりとかそういうところに重点を置いて評価するというやり方もあるかなと、正直思っています。

(委員)

私もそのところは、基本的なところは、今まで指導していたけどできなかったというようなところが、それが良しという形になってはいけないので、その辺りは先に、この項目は要チェックですというようなことだとか、あるいは面接の時に、これは繰り返してはいけませんとか、どう対処されますかということ、これを改善するということができますかというような、そういう問いかけが必要なのかなと。減点するしないはわからないですけども。それについてはこう考えていますという、そういう答えを引き出していかないと、全体の改善にはつながらないかなと思いますので、せっかく担当の方もおられるので、具体的なその辺りも、もう次回の中身づくりには必要なのかなと思います。

(委員)

今回も一応基礎的なものに関してはコメントは入れていただいたんですけども、それを見ながら私たちも評価をするという手順でやっております。ただやっぱり項目数が多すぎてですね。

(委員)

模範回答みたいなものもいるかなと思いました。

(事務局)

私たち事務局の補佐が不十分で大変ご苦勞をおかけしたと思います。申し訳ございません。私どもは非常に手作業であることもございまして、今日いただきましたご意見を踏まえまして、しっかりと整理していきたくと思います。ただ今回私どもが仕組みを考えました時に、二つのグループに分けて、それぞれのグループについては、統一の基準、

統一の審査委員にお願いして、公平公正にやっていただこうというところは、少なくとも仕組みを組み立てまして、そこはしっかりとやっていただいたかなと思っているところでございます。選考につきましては、今日いただいたご意見をしっかり検討していきたいと思っております。

一点だけ、先ほど事務局から確認しました、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

(委員)

確認しました。

(委員)

ルール違反のところは見つけた時に、本人に確認して、そもそも福岡市の屋台基本条例及び規則は読んでいますかという話から入って、最終的にはそこは改善できますかということ聞いて、できますと言ったからこの点数で、ということをやっています。

(事務局)

安心いたしました。そこを抑えておいていただければ、候補者ということでもいいかと思っております。

(委員)

(事務局)

指導を徹底してまいります。

(委員長)

という形で、今回のことも含めまして、次回本当に審査をする上でのプロセスの課題というのはいくつか見つかっておりますので、できれば委員の方から言われるように、共通のフレームで、どちらの要素もうまく評価できるようなものにしていけるような、フォーマットに切り替えていくと、いう形で改善できればと思います。

今出ております原案で通過させてよろしいか、というご承認をいただけないと次にいけないので。一応この原案でよろしいでしょうか。

(委員)

何度も繰り返すようですが、私たちは屋台をやっている人だからとか、あるいはやっていない人だからとかという理由で、違う眼鏡をかけて見ているわけではありません。できるだけその人の気持ちを引き出そうとして質問をしているわけですが、やはりそれに対して本当に、正直に答えられている方とそうでない方が実際いらっしまったわけですが、そういうところを面接ではちゃんとチェックしながらやっていかないと、今言われるように、屋台を始めたら全然違っていたということになってしまいま

すので、その辺ある程度、気持ちを切り替えてやろうという気持ちになったという場合は、認めていこうかなということで、今回はしたんですけれども、次回以降それはまた変わるかもしれませんけれども、一応今回はそういう立場で進めさせていただくということで、よろしいかどうかということです。

(委員長)

それではご承認いただくということでよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(2) 今後の屋台施策について

(委員長)

それでは次の議案に入りたいと思います。次は、今後どんな風に進めていくのか、屋台の施策について、事務局からお願いします。

(事務局)

それでは議事2の今後の屋台施策についてご説明します。次の資料2をご覧ください。市といたしましては、屋台基本条例にも規定しております、市の役割をしっかりと果たすために、1つ目は、屋台の効用を高め、活用するために必要な施策を、2つ目に、営業者の指導監督、適正な利用促進、環境整備など、屋台営業の適正化に必要な施策を実施していく必要があります。そのために市の公募屋台のスタートアップのサポートとして、まずは公募で選ばれた屋台営業候補者が、来年4月以降の営業を、確実に開始できるよう、必要なサポートを行っていきます。

1つは、屋台営業の経験がない方、市外からの移住者、そういう方も多いため、個別にヒアリングを行いながら、困っていること、課題などの解決に向けたアドバイスを、関係課及び屋台組合と連携をしながら、取り組んでまいります。

2つ目としましては、来年2月に営業候補者28名を対象に、講習会を実施し、ルール遵守や火災予防、各種許可関係の申請方法等に関する講習を行います。また、併せて、屋台組合にご参加いただき、講習や交流の場をつくり、同業者との連携や情報共有を促進したいと思っています。

また、(3)の屋台営業に必要な許可関係の申請事務については、初回の申請漏れ等がないように、丁寧に説明、指導してまいります。

さらに(4)の、占有場所における屋台設置の確認としまして、市の立会いの下、屋台の事前設置や必要な調整、改修などを行うとともに、(5)の屋台の情報発信としまして、これまで屋台のなかった場所での営業開始、あるいは営業者の変更による混乱、また、集客ができずに経営困難とならないように、必要な情報発信を行ってまいります。

次に2の公募外屋台との平衡化でございますけれども、これは今後の大きな課題と考

えています。公募屋台の営業者については、毎年講習会を行う他、毎年の営業状況報告等を義務付けておりまして、更なる屋台営業の質の向上に向けた取り組みを計画しております。

しかしながら、来年4月以降も継続営業できる屋台の方についても、公募屋台の方も、市民や観光客にとっては、どちらも福岡の屋台であります。公共の場所で営業を行う者の責務として、既存屋台についても、公募屋台と同様に、健全な経営やおもてなしのための取り組みを検討してまいりたいと考えます。例えば価格表示の徹底、外国語メニューの表記、食中毒等に備えての保険加入、税の申告やアルバイト等についての労務管理など、適正な経営、おもてなし向上などに注視していきたいと思えます。

第1回の時にありましたけども、特に今回の公募では、年間売上が [] ともいわれる屋台営業において、収入申告をされていなかった屋台営業者や屋台従業員の応募が、意外といらっしゃったと、そういう印象もございます。今後は、改善できる点に関して、検討していきたいと思えます。以上でございます。

(委員)

実際に面接を受けた方で、屋台をやっていない方だったんですけど、実際に中洲の方の屋台に行って、自分の注文した金額よりも大きい金額を払ったという説明をされました。それはシステムが全然違うんだということで、自分たちは天神の方でやるのができたら、そういうことは絶対しないように、むしろ市民の人が入りやすいようにやりたい、と話された方もいました。

そういう意味では、現状でもやはりそういう問題があるんだろうという認識はした方がいいのかなと思えます。そういう意味でも今回屋台をする方の気持ちを全面に守りながらも、今いる屋台の方も新たにどうやって取り組んでいくかとか、そういう時に市のサポートをちゃんとしないとうまくいかない、ということで今後こういう風な取り組みを行っていくということのご説明だったかと思えます。

そういうことで、正直なところ、私もこの委員を引き受ける時に、3年と最初聞いておりませんで、3年と分かって、ええっというのが正直な気持ちなんですけど、そういう形で、私たち委員も何らかの形でサポートをしていくということをしていかないといけないかな、とも思っておりますので、今後またよろしくご指導含めてお願いしたいと思えます。

(委員長)

これは報告ということでよろしいですか。

(事務局)

はい。

(委員)

お尋ねしていいですか。この資料1と2、取扱注意の意味は何ですか。こちら別紙の方は、こういう類のものは、残していったり、注意という意味はわかるんですけど、会議

の度に資料何もなしというような状況と。だから、どうしてもここのところは出してはいけないとか理由があるものについては、きちんと教えていただく。あるいはそうでなければ、この会議で徹底した、特に資料2については、持って帰ってはいけない理由があるんですか。

(委員長)

事務局から説明をお願いできますか。

(事務局)

資料1につきましては、審査の中身等になってきますので、取扱注意ということで回収をさせていただきます。資料2については、取扱注意ということで書いておりましたけれども、中身的に、市の政策としてこういうことを考えていきたいというところを入れておりますので、資料2は持ち帰っていただいてよろしいかと思えます。どうしてこういうところの気を使いすぎたかと言いますと、会議資料と議事録につきましては、附属機関の設置運営要綱に基づいて、個人情報等の非公開情報を除いて、後日市のホームページに掲載することと考えております。ただ、これまでに第二回の選定委員会でもそうでございますが、108名の応募者が36名に絞られた情報とか、あるいはその中に屋台営業者が何人残ったかとか、それは色々な反響がありますので、非公開としてお願いをしたにも関わらず、一部の新聞社、一社だけですけれども、記事が掲載されました。また、税滞納の情報などが、一部の応募者の方に、本人への通知前に伝わるなど、選定委員会の非公開情報が外に漏れているのではないかとと思われるようなことがございましたので、そういうところで神経質になりすぎまして、資料2にもつけてしまいました。その点は申し訳ありません。事務局側も、選定委員会の皆さまも、くれぐれも非公開情報につきましては、守秘義務などをしっかり守っていただくようお願いしたいと思いますけれども、資料2につきましては、そういうものでございませぬので、持ち帰っていただいてよろしいかと考えております。以上でございます。

(委員)

いいですか。今後どういう時に公募を行うのかというのと、今回選定された人たちに通知がいくのは、大体いつ頃になりますか。

(事務局)

資料1の右側の下のところにスケジュールを記載しておりますが、今後のスケジュールとしましては、12月の中旬に皆さん合格者に通知をお送りして、営業場所の選択会を開催したいと思います。成績の上位者から順に、場所を選んでいただくと、そういうものをさせていただこうと思っております。

それから、12月の末に場所が決まりますので、屋台営業候補者に対して、この場所での営業ですということで、決定通知を発送しようと思っております。これは12月の末ということで、予定をしております。何日というのは、決裁等を行いますので、何日というのは言えませんが、このようなスケジュールでいきたいと思っております。

それから営業開始については、平成 29 年 4 月 1 日から営業開始ができるよう取り組んでいこうと思っております。以上でございます。

(委員)

もう一つの質問の、今後どのように公募を行っていくかについて。

(事務局)

もう一つ公募の件ですけれども、今回 28 箇所の公募をさせていただきましたけれども、今後既存の屋台の方で、高齢等を理由に廃業することがあり得ると思います。廃業された数が、1 箇所できたからすぐに公募、というわけではなく、少しまとまった数、何箇所かわかりませんが、市の関係部局で協議をさせていただきながら、時期を図っていきたいと思います。

(委員)

3 年後の時に見直すということがありましたよね。それならば、3 年後に、どうせ見直さなければいけないのなら、そこでまとめて、3 年後にちゃんとします、という風にした方が、いいのではないかと。毎回毎回不定期に、ある程度たまりましたからやります、というのもちよっといかなものかと思うので、そういう方がいいんじゃないかなと思いますけど。

(事務局)

その辺りも含めまして、内部で協議を進めさせていただきたいと思っております。

(委員)

これだけたくさん希望があつて、落ちた人もおられるので、数が多くなればですね、3 年待たないでやるということも含めて、検討いただいているのではないかなと、私は思います。どのぐらいで、というのはちょっとわからないですけども。

(委員)

それと、これまでの経過で言いますと、新聞に出ていて、そこでは商業地域エリア 19 という数字で公表されているので、実際 20 になっていますよね。その辺の経緯についても、どういう形で公表されるかについても確認をしておきたいですね。

(事務局)

元々私どもの方が非公開と言っておりましたけれども、事前に新聞社の記者の方が来られて、こういうことで情報を得たので出しますと。数字が間違っても責任とってやりますということで言われておりました。これについては公表もしていませんので、今回、こういう風に税の滞納問題がありましたので、これについては、議事録にしっかりと残して、ホームページでしっかりと載せていきたくと思っておりますので、それについては、公正に審査をされているんだということをしっかりと周知させていただきたいと思っております。

(委員長)

あと何か、その他でご質問などがありましたら受け付けたいと思っております。

よろしいですか。それでは、今回予定しておりました議案につきましては、審議を終了いたしました。どうもありがとうございました。

(事務局)

本当に短い期間に、大量の時間を費やして、ご審議いただきまして、ありがとうございました。私どもも安心して新しい公募屋台の、運営の支援ができますので、そちらの方に注力させていただきたいと思います。本当にありがとうございました。これで選定委員会を終わらせていただきます。